

利用者登録の前にお読みください

船橋市茶華道センターは、（公財）船橋市文化・スポーツ公社が指定管理者として管理運営を行っています。船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則をはじめ、関係諸規程に基づき公平公正な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

船橋市茶華道センター条例（抜粋）

（業務）

第3条 船橋市茶華道センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 茶道、華道その他の伝統文化の振興のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 茶道、華道その他の伝統文化に関する催し物を行うこと。

（利用の許可）

第11条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

（意見の聴取）

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

船橋市茶華道センター条例施行規則（抜粋）

（利用者の守るべき事項）

第7条 利用者は、センターを利用するに当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙、その他火気を使用しないこと。
- (2) 利用を許可されていない施設又は設備を利用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可を受けないで、特別の設備をし、又は既存の設備を変更しないこと。
- (5) 許可を受けないで、センター内において物品を販売しないこと。
- (6) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 展示作品等を自ら管理すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上不適当と認められる行為をしないこと。

個人情報の取り扱い

この利用者登録申請書に書かれた個人情報は、施設利用のために利用し、それ以外には利用いたしません。また（公財）船橋市文化・スポーツ公社個人情報保護規程に則り適正に管理します。